

模倣品対策に関する取組状況

平成31年3月29日

製造産業局 模倣品対策室

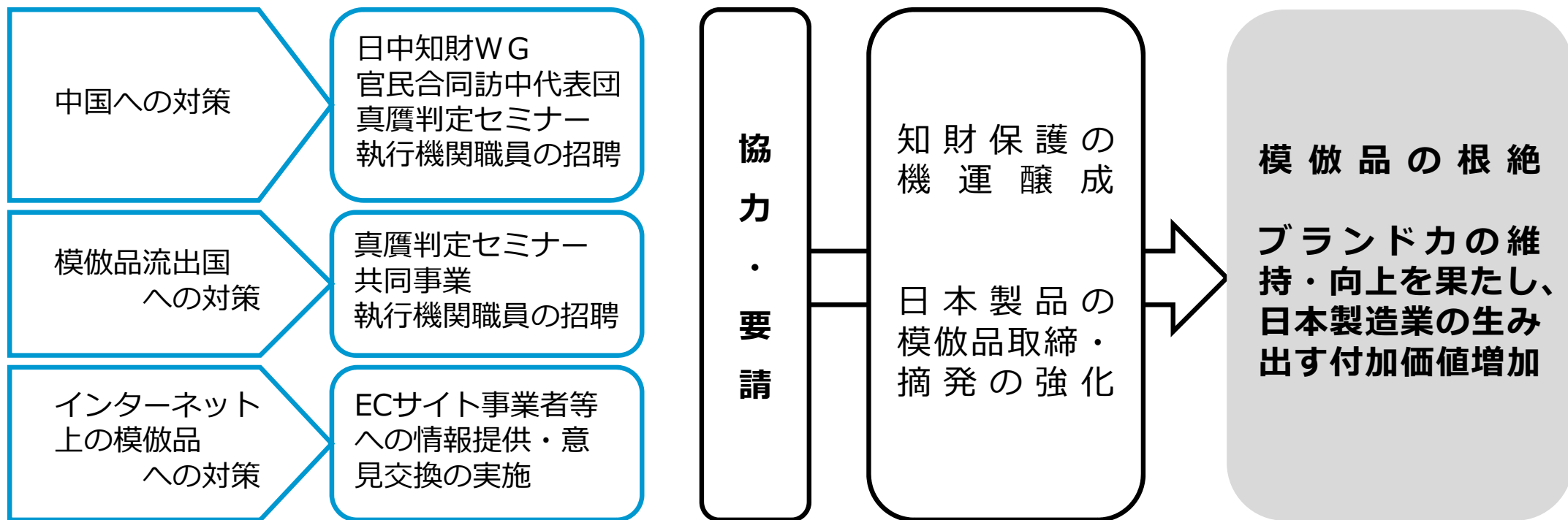
1. 知的財産推進計画2018施策

● 知財推進計画2018の施策に基づき、関係府省とともに各種事業を実施。

- ◆ 海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。（短期・中期）
 - **日中知的財産権ワーキング・グループや官民合同訪中団派遣を実施。**
- ◆ 侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締等の権利執行の支援を促進するため、執行機関職員等を対象とした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。（短期・中期）
 - **真贋判定セミナー及び招へい等の事業を実施。**
- ◆ 海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。（短期・中期）
 - **侵害発生国・地域に関する各種調査事業を実施。**
- ◆ フリマアプリなどのプラットフォーマー、インターネットサービスプロバイダ（ISP）や各権利者等との連携を深めるとともに、民間の取組を支援することにより、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高める。（短期・中期）
 - **IIPPFインターネットプロジェクト(※)等を通じ、プラットフォーマー等との連携を深化。**
(※) 国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)のプロジェクトチームの1つ。詳細はP.6 参照。
- ◆ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を把握しつつ、具体的な対応の方向性について検討する。（短期）
 - **権利者・企業へのアンケートによるニーズ把握、プラットフォーマー等との意見交換等を実施。**

2. 事業の全体概要

- 模倣品の製造国・消費国・輸出国である「中国」への対策……政府間対話、官民合同ミッション、真贋判定セミナー、政府職員の招聘 等
- 中国からの「模倣品流出国（第三国）」への対策……真贋判定セミナー、共同事業、政府職員招聘 等
- 「インターネット上の模倣品」への対策……ECサイト事業者等への情報提供、意見交換 等



※真贋判定セミナーとは、執行機関職員を対象に真正品・模倣品を見分けるノウハウを提供するセミナー

3. 日中知的財産権ワーキング・グループ

- 2009年6月に二階経済産業大臣と中国商務部陳部長との間で交換された「知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、過去7回開催。
- ◆ 知的財産権に関する法制度から、執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱う。
- ◆ 議題に応じて、日中双方は自国政府の関連部門を会議に招請。また、双方の同意により、産業界代表や学識者の招請が可能。
- ◆ 原則毎年1回、日中が相互に開催。
- ◆ 第6回（2017年）からは協力活動の一環として、産業界、司法関係者なども参加する「日中知的財産権共同セミナー」を開催。

第7回日中知財WGを2019年1月に東京で開催

議長：大内 聡 経済産業省大臣官房審議官

経済産業省（模倣品対策室、知的財産政策室、通商機構部、コンテンツ産業課、特許庁）、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、外務省、財務省、国税庁、文化庁、農林水産省。 オブザーバーとして最高裁判所、日本貿易振興機構（JETRO）。

議長：叶軍（イエ・チュイン） 商務部条約法律司副巡視員

商務部（条約法律司、アジア司、サービス貿易司）、国家版權局、国家市場監督管理総局。 オブザーバーとして最高人民法院、中国国際商会。



- ✓ 前回開催以降の日中における知的財産関連の法制度及び司法の動向や今後の知的財産戦略について確認。
- ✓ 日中両国で法改正が行われた不正競争防止法に関する制度・司法の動向等について意見交換。
- ✓ 前回に続き、地理的表示の保護に関する意見交換（協力の継続）、インターネット上の知的財産権保護対策の重要性について日中両国の認識を共有。さらに、模倣品の国際的な流通対策として、日中両国で協力して第三国での模倣品対策のための事業を進めていくことで一致。
- ✓ 第8回知財WGについては、2019年中に中国で開催予定。

4. 官民合同訪中団派遣

- 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、2002（平成14）年4月に模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、知財保護の促進に資すること等を目的として設立。
- 官民協力の象徴的な活動として「官民合同訪中団」を派遣。



- ◆ 座長：柵山 正樹（三菱電機株式会社 取締役会長）
- ◆ 事務局：独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- ◆ 総メンバー数：267（92団体・182企業） ※2018年12月現在
- ◆ 活動：**企画委員会**（普及啓発活動、情報共有活動、地域横断活動を含む。）
4つのプロジェクトチームで構成 ※2017年度以降
中国PJ … 模倣品対策建議グループ、模倣品対策情報収集グループ
アジア大洋州PJ
中東PJ
インターネットPJ
(欧米・ロシア等の地域については、ニーズ等に基づきスポットで会合等を実施)

- ✓ 経済産業省の政務レベル及び我が国産業界の代表者からなるハイレベルミッションは、2012年9月以降中断しているが、実務レベルでのミッションについては、北京（中央政府）・地方政府（広東省）に代表団を派遣し、意見交換を継続的に実施。

第1回：2002年12月 森下（松下電器産業(株)会長）座長、西川経済産業副大臣 他

※第2回～第5回は、宗国（本田技研工業(株)会長）座長を中心に実施。

第6回：2009年2月 中村（パナソニック(株)会長）座長、高市経済産業副大臣 他

第7回：2010年8月 志賀（日産自動車(株)最高執行責任者）座長、近藤経済産業政務官 他

第8回：2012年9月 志賀（日産自動車(株)最高執行責任者）座長、中根経済産業政務官 他

上記の他、2002年から毎年、実務レベルの官民合同訪中団を派遣

2018年12月 北京実務レベルミッション…国家市場監督管理総局、最高人民法院、海関総署、国家知識産権局を訪問

5. 模倣品流通国への対策事業 (注) 中国に対しても同時に実施

政府職員等招聘

<事業の概要>

海外の政府機関職員等を招聘し、日本政府や産業界との交流を実施。

<実績> ※実施順に記載

中国、ベトナム、マレーシア、UAE、ミャンマー、インド、インドネシア、サウジアラビア、ロシア、フィリピン、ドバイ、イラン、エジプト、トルコ、カンボジア、ナイジェリア、バングラディシュ

(2019年3月時点)

- 事業未実施の国、現地で事業の開催が困難な国を念頭に招聘を実施。

人的関係の構築・産業界を含んだ意見交換を実現

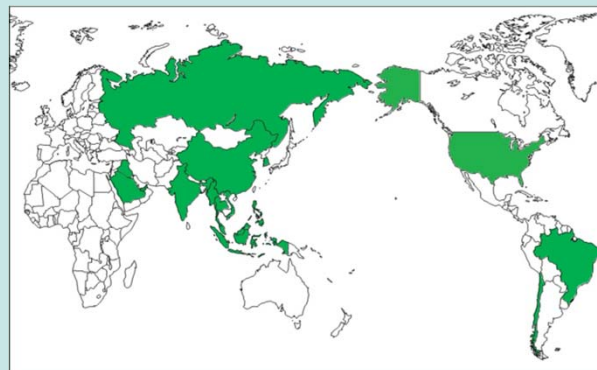
真贋判定セミナー

<事業の概要>

中国周辺の模倣品流出国及び模倣品の中継拠点とされる中東等の税関・警察等執行関係機関の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーを開催。

<開催国の実績> ※実施順に記載

中国、香港、インドネシア、タイ、韓国、ロシア、ブラジル、マレーシア、フィリピン、インド、ベトナム、イラク、チリ、ミャンマー、エジプト、米国、UAE、サウジアラビア、ラオス、カンボジア、トルコ (2019年3月時点)



日本製品の模倣品摘発強化に直結
現地執行機関職員への啓発

共同事業

<事業の概要>

ベトナム三者連携による市場啓発
第1回日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会(2016年3月、林経済産業大臣・ベトナム・ホアン商工大臣)において、模倣品対策の強化に向けた「共同事業」の実施を合意。



①ベトナム執行機関(市場管理局等)、②ベトナム大規模市場の経営者、③日本権利者の三者が連携し、市場入居店舗に対して啓発セミナー、市場検査・指導、検証会議を実施する取組をベトナム政府と共同で実施。

- 一定の事業実績がある国であって、事業実施に積極的な国を対象に、共同事業を実施。

相手国政府と共同でフォローアップ等を実施→継続性のある対策が実現

6. インターネット上の模倣品への対策

権利者とECサイト事業者の協力関係構築を支援

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）インターネットプロジェクト

- ◆ 日本をはじめとする各国ECサイト事業者との双方向な情報交換を実施し、協力関係の構築を目指して活動。
- ◆ 幹事はヨネックス(株)。この他、多業種の権利者・企業が参加。
- ◆ 経済産業省模倣品対策室はオブザーバーとして参加、インターネット上の模倣品排除に向けて、権利者とECサイト事業者の連携を支援。

近年の活動例

近年の活動例	
日本	ヤフー、楽天等のECサイト事業者、フリマ系サイトのメルカリとの意見交換 ➤ インターネットPJ会合にECサイト事業者等を招き、最新の対策状況等を確認。更なる模倣品排除の環境整備に向けて、両者でどのような取組が必要か意見を交換。
中国	アリババ集団及び杭州余杭区AICを訪問して意見交換 ➤ 2016年10月にインターネットPJ参加権利者らと杭州を訪問。 アリババ集団からの講演及び意見交換 ➤ 2017年12月にアリババ集団をIIPPFに招き、セミナーを開催。セミナー後の意見交換では、権利者からの情報提供をはじめとした協力関係構築の必要性を確認。 ➤ 2018年12月、アリババ集団を訪問して意見交換。2019年以降も交流の継続を確認。 ➤ 中国のECサイトである「拼多多」との意見交換。
その他	中東・アフリカ地域ECサイトの模倣品対策状況について調査 東南アジア地域のECサイト（LAZADA）を招き、意見交換を実施

(参考資料) 海外での権利行使に関する中小企業向け支援

- 中小企業者または中小企業者で構成されるグループが有する産業財産権（特許・実用新案、意匠、商標）に関して、海外で権利を侵害されたり、係争に巻き込まれた場合に、費用の一部を補助。【特許庁事業】

	模倣品対策	冒認商標 (無効・取消係争)	防衛型侵害対策
要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象国で産業財産権を有する ② 権利侵害の可能性を示す証拠がある 	<p>取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本で有する ※商標が同一または類似及びその商標を使用する商品・役務が同一または類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象国で係争に関連する産業財産権又は実施権を有する ② 外国企業から権利侵害を指摘され、警告状を受けたり、訴訟を提起される等の係争に巻き込まれている
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査（製造元や流通経路の把握） ② 調査結果に基づく警告文作成、行政摘発、取締り ③ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求、模倣品販売サイトの削除申請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求の費用 ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まない） 	<p>弁護士・弁理士への相談費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など</p>
補助率	2/3 （上限400万円）	2/3 （上限500万円）	2/3 （上限500万円）
実績	<p>平成27年度：19件 平成28年度：18件 平成29年度：16件</p>	<p>平成28年度：10件 平成29年度：25件</p>	<p>平成27年度：2件 平成28年度：2件 平成29年度：1件</p>